

岩手県医療局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものを除く。）を平成18年4月1日次のとおり委託した。

平成18年5月19日

岩手県医療局長 法 貴 敬

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立中央病院	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館
岩手県立久慈病院	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館
岩手県立山田病院	盛岡市津志田町一丁目11番5号	株式会社メディカルサポート
岩手県立南光病院	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館
南山形診療所	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館
花泉地域診療センター	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館
真滝診療所	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館